

感染症患者受入れのための空床確保等事業

予算額 47,337,000千円 (R4 46,040,000千円)

1 事業の目的・概要

患者受入れのため確保した病床のうち、患者入れ替えなどに伴う空床分や、感染防止策などに伴う休床分に係る費用について補助します。

2 補助単価

1床あたり： 16,000 円/日 ～ 436,000 円/日

1床あたり： 11,000 円/日 ～ 305,000 円/日 (病床稼働率が県平均より著しく低い場合)

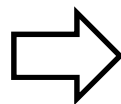
<空床と休床について>

コロナ患者を受け入れる際には、感染拡大防止の観点から、例えば

通常このような3人病室を



個室として運用しています



個室にするために、2人分のベッドは片付けられ、使えなくなります。

この2人分のベッドのように、使えなくなってしまうベッドのことを休床といいます。

残ったベッドは、いつでもコロナ入院患者を受け入れることができるよう、コロナ患者以外は受け入れず、患者がいないときでも空けたままにしておきます。この空いているベッドのことを空床といいます。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4329

夜間・休日における患者受入体制の整備

予算額 328,000千円

1 事業の目的・概要

医療機関の人員体制が手薄となる夜間・休日において、患者の受け入れが円滑に進むよう、医療機関が輪番体制等を構築する場合や、患者を実際に受け入れた場合に、協力金を支給します。

2 対象者

(1) 輪番体制構築医療機関

県の依頼に基づき設置する輪番体制を構築する医療機関

(2) 患者受入体制確保医療機関

あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関

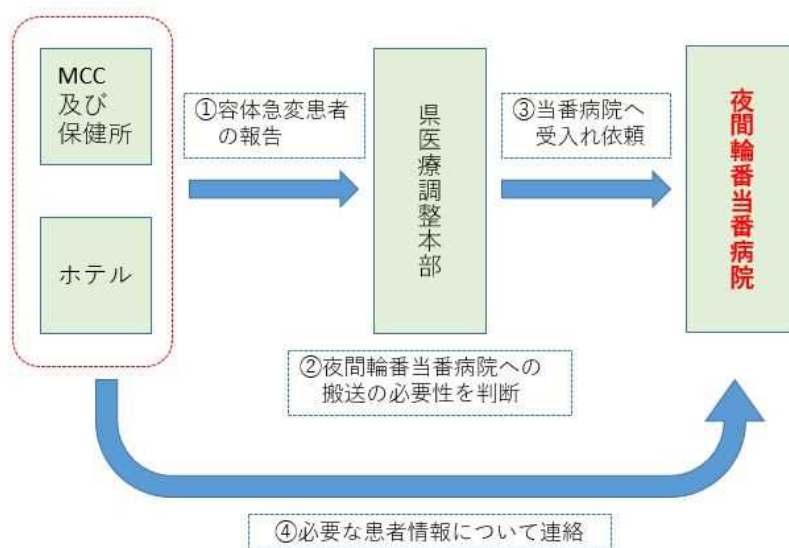
(3) 入院患者受入医療機関

県又は保健所設置市の要請により、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れをした医療機関

3 交付額

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 輪番体制構築医療機関 | 100,000 円/日 |
| (2) 患者受入体制確保医療機関 | 100,000 円/日 |
| (3) 入院患者受入医療機関 | 100,000 円/人 |

夜間輪番体制 連絡系統



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4329

軽症者等のための宿泊施設確保事業

予算額 16,760,000千円 (R4 18,665,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の軽症及び無症状の方々が療養する宿泊療養施設について、保健・医療提供体制確保計画の目標を踏まえ、昨年度に引き続き確保します。

宿泊療養施設では、24 時間常駐する看護師の健康観察等による健康管理体制の充実を図り、療養者の安全・安心の確保に努めます。

2 事業の内容

(1) ホテルの運営

確保部屋数：県全体で **1,758 室** (令和5年4月1日～12月31日)

(※千葉市、船橋市及び柏市の運営する宿泊療養施設を含みます。)

療養可能患者数：感染状況に応じて、**最大1,000人程度まで受入れ**

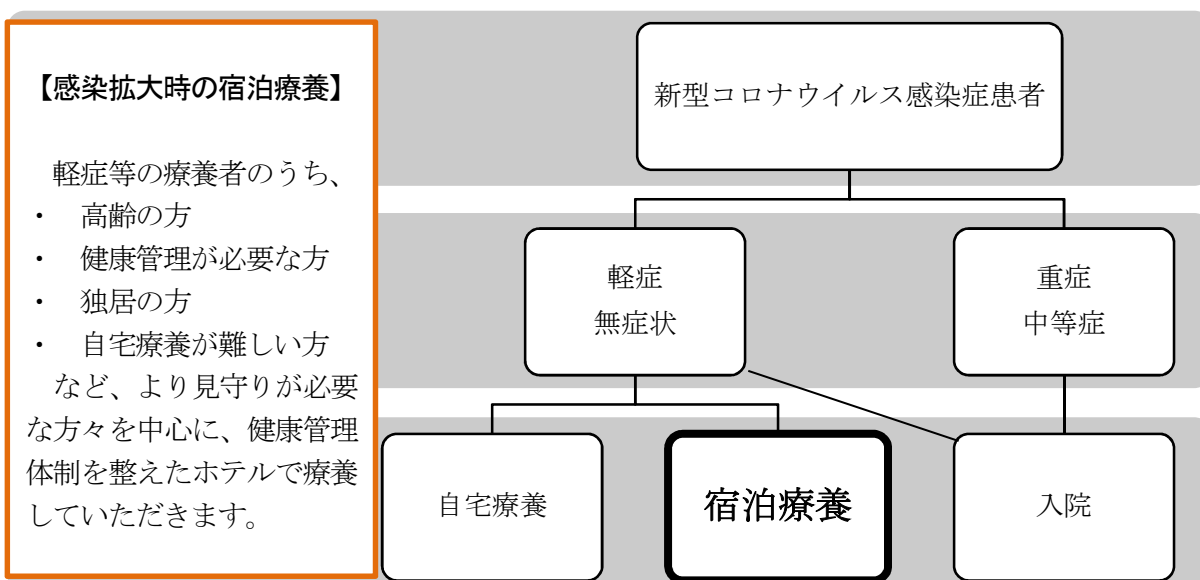
(2) ホテルにおける主な健康管理体制

- ① 看護師の24時間常駐
- ② 医師による健康相談
- ③ 酸素濃縮装置の配備
- ④ パルスオキシメーターの個人貸与



チーバくん

<入院・療養のイメージ>



担当課・問い合わせ先
健康福祉部 衛生指導課
043-223-4301

臨時医療施設整備運営事業

予算額 3,000,000千円 (R4 3,000,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症対策として、医療提供体制を強化するため、県内の感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設を運営し、患者の受入れを行います。

2 施設の概要

施設の名称	設置場所	対象患者	確保病床数(※)
稲毛 臨時医療施設	ちばぎん研修センター (千葉市稲毛区)	軽症	最大110床
富里 臨時医療施設	エアポートプラザホテル (富里市)	軽症	最大48床
仁戸名 臨時医療施設	がんセンター旧病棟 (千葉市中央区)	軽症～中等症	最大66床

※ 県内の感染状況等に応じ、段階的に病床数を変更し運用する予定。

[施設内の様子]



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-4323

自宅療養者支援事業

予算額 3,268,000千円 (R4 1,610,000千円)

1 事業の目的・概要

自宅療養者の健康管理のため、重症化リスクの高い方等を対象にパルスオキシメーターを配付し、自宅療養者フォローアップセンターが関係機関と連携して健康状態を確認します。また、症状が悪化した場合に備えて、夜間・休日の往診・オンライン診療体制を確保します。特に、妊婦の方に対しては、周産期母子医療センターやかかりつけ医が連携して母体や胎児の状態を遠隔でモニタリングします。

2 主な事業内容

(1) パルスオキシメーターの貸出し

体内に酸素が十分に取り込めているかを指にはめて数値で確認できる医療機器（パルスオキシメーター）を自宅療養者へ貸し出します。

(2) フォローアップセンターの運営

軽症者などの健康観察や24時間対応の健康相談をフォローアップセンターで実施します。症状が悪化した場合は保健所等に引き継ぎ、健康管理を行います。

(3) 感染症妊婦モニタリング事業

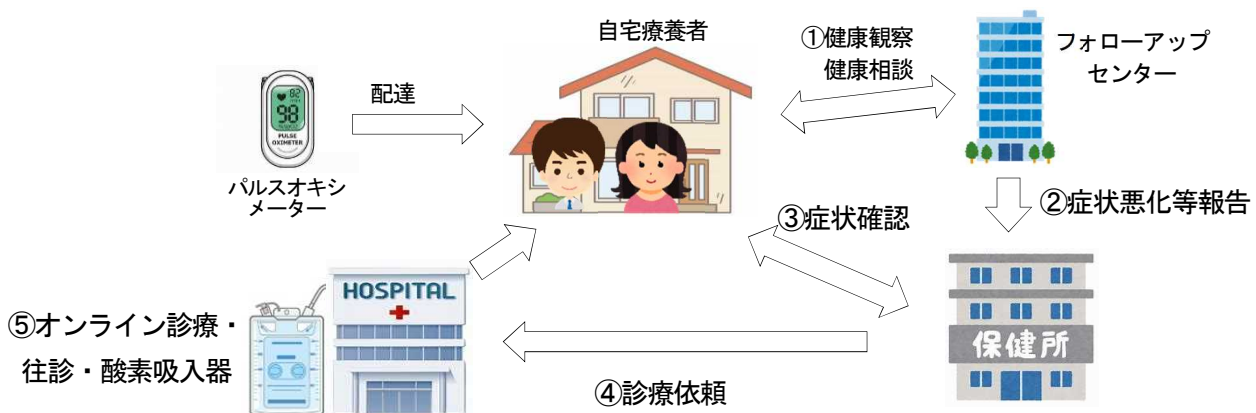
モニタリング機器（分娩監視装置）を県全体で67台配置し、自宅療養の妊婦へ貸し出します。機器により計測したデータは関係医療機関で共有し、必要に応じて入院調整などの措置を行います。

(4) 夜間・休日の往診・オンライン診療体制の確保

医療機関が対応しにくい夜間・休日について、往診・オンライン診療の体制を整え、対応します。

(5) 自宅療養者等診療体制強化事業

自宅療養者の症状が悪化した場合、対応した医療機関や訪問看護事業所に協力金を支給します。



各担当課・問い合わせ先

2 (1) ~ (2)	健康福祉部健康づくり支援課	043-223-2403
(3)	健康福祉部医療整備課	043-223-3879
(4)	健康福祉部健康福祉政策課	043-223-2457
(5)	健康福祉部疾病対策課	043-223-4329

新型コロナウイルス相談センター（千葉県発熱相談コールセンター） 運営事業

予算額 690,000千円（R4 418,000千円）

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談や発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（発熱外来）の案内を行う電話相談窓口（千葉県発熱相談コールセンター）を引き続き設置します。

2 事業の内容

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談や発熱外来の案内に24時間体制で対応する電話相談窓口を民間事業者への委託により設置・運営します。

[対応時間]

土曜日、日曜日、祝日を含む24時間対応

[主な対応内容]

- ・ 発熱のある方への医療機関の紹介
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する相談
- ・ 感染症の予防に関すること
- ・ 心配な症状が出た時の対応 など



担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
043-223-4306

入院医療費等の公費負担

予算額 3,651,000 千円 (R4 1,891,000 千円)

1 事業の目的・概要

患者の入院医療費や、軽症者等が宿泊施設又は自宅で療養中に必要となった医療費について公費負担します。

2 事業内容

(1) 入院医療費の公費負担 1,765,500 千円

[内 容] 入院した場合の医療費について、保険適用後の患者自己負担分を公費で負担します。

※所得に応じて、患者の自己負担が一部発生する場合があります。

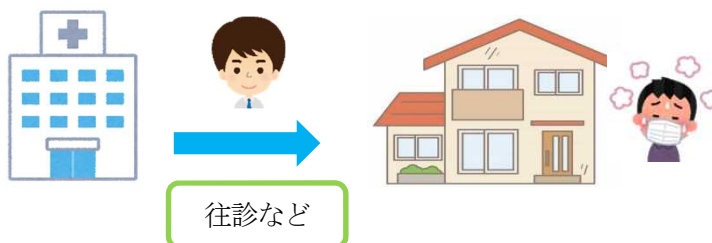
[負担割合] 国 3/4、県 1/4



(2) 宿泊療養及び自宅療養における医療費の公費負担 1,885,500 千円

[内 容] 宿泊療養・自宅療養中に往診、訪問診療、外来診療、訪問看護等により生じた医療費について、保険適用後の患者自己負担分を公費で負担します。

[負担割合] 国 10/10



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-2665

検査体制の確保

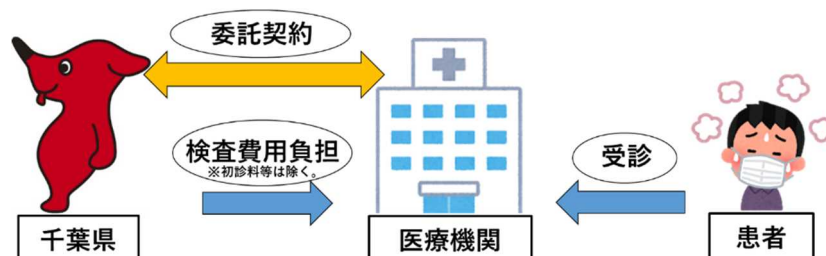
予算額 4,615,000千円 (R4 4,412,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の検査が必要な方が速やかに検査を受けられる体制を確保するため、保健所や衛生研究所、地域外来・検査センター、医療機関において引き続き検査を実施するとともに、医療機関が検査を行う場合に、患者の自己負担分について公費負担します。また、陽性者登録センター事業の運営、新たな変異株の発生動向等を注視するための検査等を実施します。

2 事業内容

- (1) 保健所・衛生研究所の検査体制の確保 245,000 千円
保健所や衛生研究所が検査を実施するにあたって必要となる、検査試薬や個人防護具等の備品や消耗品の整備を行います。
- (2) 地域外来・検査センターの運営委託 118,000 千円
地域医師会等に地域外来・検査センターの運営を委託します。
- (3) 検査費用の公費負担 2,480,000 千円
医療機関において行政検査を行った場合に、検査に係る患者の自己負担分を助成します。
- (4) 陽性者登録センター 1,400,000 千円
感染者増加時において、医療機関の発熱外来の負担軽減を図るため、自己検査者及び医療機関受診者の陽性登録を行います。
- (5) 新型コロナウイルス濃厚接触者等 PCR 検査 20,000 千円
新型コロナウイルス感染症の検査陽性者の濃厚接触者等に対し、PCR 検査を実施します。
- (6) 新型コロナウイルス感染症ゲノム解析業務委託 352,000 千円
新型コロナウイルスの新たな変異株の発生動向を注視するため、陽性者に対し、変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施します。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4327

搬送体制の確保

予算額 1,685,000 千円 (R4 1,703,000 千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスの患者を迅速に搬送し、病院・宿泊療養施設（ホテル）に民間救急事業者や消防機関の救急車等により搬送できる体制を確保するとともに、県による搬送体制を強化します。

2 主な事業内容

(1) 病院への搬送

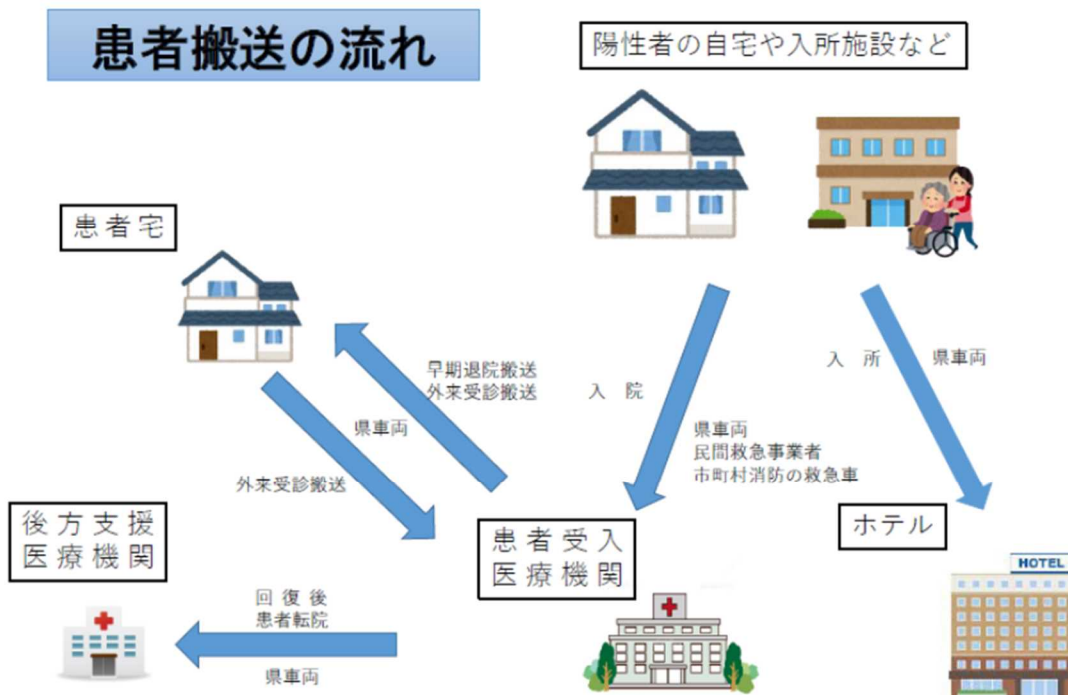
主に県公用車により搬送しますが、重症患者や特別な介助が必要な患者については、市町村消防の救急車や民間救急事業者に依頼・委託して搬送する体制を整えています。

(2) ホテルへの搬送

軽症患者について、県が主体となって搬送します。搬送体制を強化するため、一部運転業務を委託により実施します。

(3) 搬送調整の委託運営

県内のホテルに入所する患者の搬送調整業務や患者への連絡業務、車両の確保等を包括的に委託し、円滑に搬送できるよう体制を確保しています。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部衛生指導課
043-223-4324

ワクチン接種体制の確保

予算額 5,760,000千円 (R4 10,750,000千円)

1 医療機関の個別接種促進支援事業 4,800,000千円

個別接種を促進するため、ワクチン接種を一定数以上実施する医療機関に対して支援金を交付します。

[対象期間] ※国から示されていないため、令和4年度と同様に2カ月ずつ7月までと想定

- ・4月1日(土)から6月3日(土)までの9週間
- ・6月4日(日)から7月31日(月)までの約8週間

[交付額]

(1) 診療所

- ①1日あたり50回以上の接種を実施した場合 1日あたり10万円
- ②1週間あたり100回以上の接種を対象期間ごとに4週間以上実施した場合
100回以上接種した週の接種回数に対して、1回あたり2,000円
- ③1週間あたり150回以上の接種を対象期間ごとに4週間以上実施した場合
150回以上接種した週の接種回数に対して、1回あたり3,000円

※上記の取組のうち、①は時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。

②、③は1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。

(2) 病院

特別な接種体制を確保の上、1日あたり50回以上の接種を週1日以上実施する週が対象期間ごとに4週間以上ある場合、

医師 1人1時間あたり7,550円
看護師等 1人1時間あたり2,760円



2 市町村の集団接種支援事業 170,000千円

診療時間外・休日に集団接種を行う医師や看護師等を確保する経費について、市町村に対し補助します。

[補助対象] 市町村

[上限額] 医師 1人1時間あたり7,550円
看護師等 1人1時間あたり2,760円



3 中小企業・大学等の職域接種促進支援事業 60,000千円

中小企業や大学等が実施する職域接種について、実施に要した経費の一部を補助します。

[補助対象]

- ・中小企業の職域接種で、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で、所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

[上限額] 追加接種：1,500円×接種回数を上限に実費補助



4 県によるワクチン集団接種の実施 450,000千円

県が特設会場を開設し、集団接種を実施します。

開設する会場の箇所数、場所、期間等については、市町村や医療機関が行うワクチン接種や職域接種の状況等を踏まえ判断します。



5 副反応等相談体制の確保 280,000千円

副反応等に対する医療相談窓口を設置するとともに、副反応等に対応できる専門的な医療機関の確保等を行います。



※令和5年度以降のワクチン接種については、国から方針が示されていないため、令和4年度と同様の内容を想定しています。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4364

医療機関等における設備整備

予算額 2,050,000千円 (R4 2,050,000千円)

1 事業の目的・概要

医療機関が行う个人防护具の確保や、簡易病室の整備等を支援します。

2 事業内容

(1) 医療機関設備整備事業 1,200,000 千円

入院医療機関や発熱外来が患者を受け入れるために必要な个人防护具の確保や、簡易病室の整備等を支援します。

(2) 救急・周産期・小児医療機関における設備整備事業 350,000 千円

疑い患者（発熱や咳等の症状を有しているコロナが疑われる患者）を受け入れる救急医療等を担う医療機関が行う院内感染防止等に必要、个人防护具や消毒などの経費を支援します。

(3) 感染症検査機関等設備整備事業 500,000 千円

医療機関等が検査を行うために必要な検査設備の整備を支援します。



担当課・問い合わせ先

健康福祉部疾病対策課 043-223-4329

健康福祉部医療整備課 043-223-3886

保健所体制強化事業

予算額 1,260,000千円 (R4 500,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所業務の増加に対応するため、引き続き人材派遣を活用するとともに、特に負担の大きい事務をアウトソーシングすることにより、保健所の体制強化を図ります。

2 事業の内容

(1) 人材派遣の活用による保健師等の配置 834,000 千円

人材派遣を活用し、保健所に保健師、看護師、事務職員等を配置します。



(2) 発生届の入力業務委託 82,000 千円

医療機関から保健所に提出される発生届及び患者総数報告のHER-SYS への入力作業を民間事業者へ委託します。

(3) 療養証明書の発行業務委託 286,000 千円

療養証明書の発行に係る業務を民間事業者へ委託します。



(4) 保健所における電話自動応答システムの導入 58,000 千円

電話自動応答システムを保健所に導入し、自動音声で適切な相談窓口や担当課を案内することにより、県民サービスの向上及び保健所の電話対応業務の負担軽減を図ります。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
043-223-4306
健康福祉部疾病対策課
043-223-2576

千葉県地域防災力充実・強化補助金

予算額 250,000 千円 (R4 250,000 千円)

1 事業の目的・概要

市町村における自助・共助の取組強化や災害対応のデジタル化を推進するため、従来の補助制度を見直し、令和5年度から令和7年度までの3年間で集中的に市町村の取組を支援します。

2 補助制度の内容

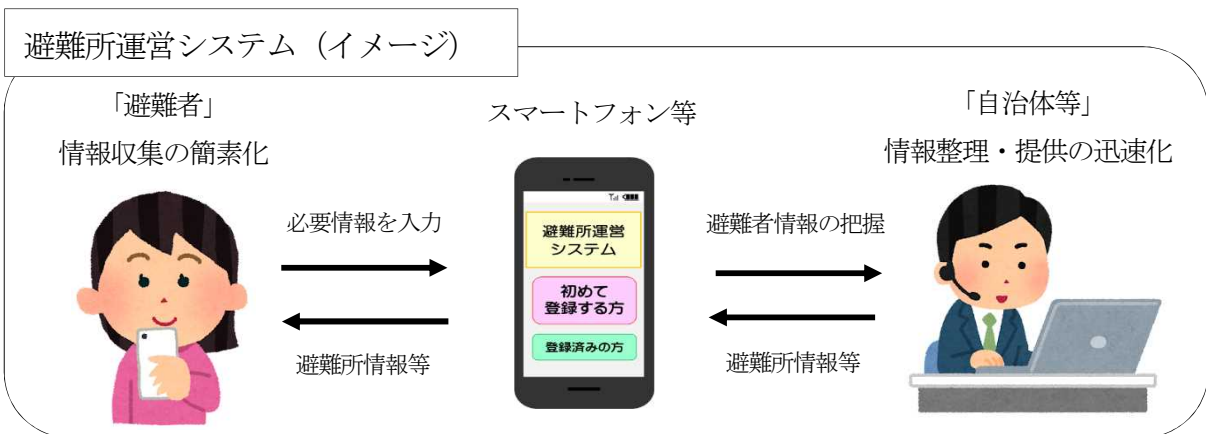
[補助率] 1/2

[補助上限額] 1団体あたり5,000千円 または 10,000千円

※ デジタル技術の導入など、今後、特に推進すべき取組を含む場合は令和5年度から補助上限額10,000千円

[特に推進すべき取組]

- ・災害対応に係るデジタル技術の導入
災害対応の省力化・迅速化を図る避難所運営システム等の導入
- ・要配慮者対策（個別避難計画策定に向けた取組の支援）
- ・自助・共助の充実に向けた取組（消防団や自主防災組織の活動支援など）
消防団や自主防災組織の訓練、研修、資機材整備等に係る支援
防災教育の充実（訓練、研修、教材作成）
- ・避難所への非常用発電機等の導入



担当課・問い合わせ先
防災危機管理部危機管理政策課
043-223-3409

防災訓練事業【一部新規】

予算額 30,000千円 (R4 30,000千円)

1 事業の目的

災害時に的確な状況判断やそれに基づく対応行動が迅速にとれるよう、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施します。

令和5年度は、津波浸水予測システムの市町村向け運用が開始されたことに伴い、システム操作の習熟と活用方法の確認を兼ねた図上訓練を新たに実施します。

2 事業の概要

(1) 防災図上訓練 5,000千円

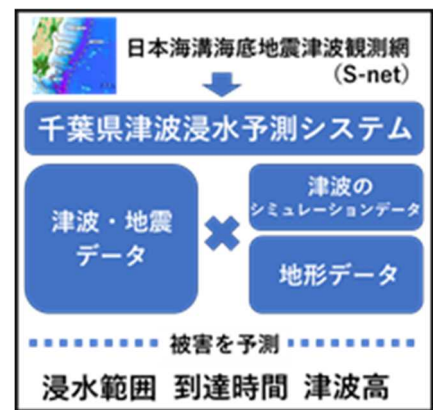
○津波浸水予測システムを活用した図上訓練【新規】1,000千円

津波による被害の発生を想定し、被害情報の収集、避難所開設、関係機関への応援要請等について、地元市町村と共同で図上訓練を実施し、県と市町村の連携強化を図ります。

※津波浸水予測システム

：沖合における津波観測データをもとに、津波の高さや浸水範囲等を予測するシステム

令和4年度から勝浦市、鴨川市、いすみ市、一宮町に予測情報を配信開始



○九都県市合同防災図上訓練 4,000千円

九都県市や関係機関と連携し、大規模災害発生時の初動対応や人的・物的支援の手順等について、ロールプレイング方式による訓練を実施することで、災害対応に係る県職員の能力の向上を図ります。

(2) 九都県市合同防災訓練等 25,000千円

○九都県市合同防災訓練（千葉県会場）

大規模地震や林野火災などを想定した実動訓練を防災関係機関と連携して実施することにより、災害対応能力の充実・強化と県民の防災意識の高揚を図ります。

○その他

ライフライン復旧訓練、帰宅困難者対策訓練、土砂災害避難訓練

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災対策課
043-223-2297

学校における防災教育の充実【新規】

予算額 6,000 千円

1 事業の目的

将来、自助・共助の中心的存在となっていく児童が、防災に関する基礎的・基本的な事項を学習することにより、実践的な対応力を高めるとともに自発的な意識を持てるよう、防災部局と教育庁が連携を強化し、防災教育の推進を図ります。

2 事業の概要

令和5年度においては、防災部局と教育庁が協力して、小学校での防災教育に係る授業で使用する副読本を作成します。

作成した副読本は、令和6年度以降、関連する理科、社会の授業に加え、総合的な学習の時間等においても活用していきます。

[副読本の特徴]

- ・児童の学習意欲を高めるため、漫画・写真・イラストを活用
- ・タブレットでの学習を前提としたデザイン、レイアウト
- ・災害の発生に向けて必要な備えについて、家族とともに学習できる構成

[副読本の活用イメージ]



関連する授業の中で、副読本を活用し、これまでに千葉県で起きた災害や、風水害・地震・津波等の特徴や取るべき行動を学習し、児童の災害対応力を高めます。

[活用が想定される授業(例)]

小学校5年生

- ・理科「流れる水の働きと土地の変化、天気の変化」
- ・社会「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」



災害の発生に備えた平時からの準備について、家族で考えるページを設け、家族の防災意識の向上を図ります。

[家族で考えるテーマ(例)]

- ・家族の緊急避難場所の確認
- ・家庭内の災害時の物資の確認
- ・家族が過去に体験した災害の聴取

担当課・お問合せ先
防災危機管理部危機管理政策課
043-223-3409

地震被害想定調査【新規】

予算額 16,700千円

1 事業の目的

地震対策に関する行動計画である地震防災戦略が、令和8年度に終期を迎えるため、その改訂に向けて、地震被害想定調査(※)を実施します。

※地震被害想定調査

：近い将来、千葉県に影響を及ぼす可能性の高い地震に対し、起こりうる被害像を具体的に明らかにするものです。調査結果は、地域防災計画の改訂やハザードマップの更新等に活用しています。

2 事業の概要

前回の調査結果の公表から、令和8年度で10年を経過することから、この間の防災対策の進展や人口構造の変化、最新の科学的知見を踏まえて、3か年をかけて調査を行います。

令和5年度は、被害想定に必要な地盤の情報を収集するため、ボーリング調査等を実施します。

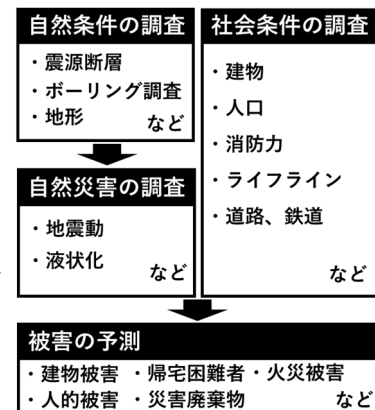
[令和5年度の事業内容]

○ボーリング調査の実施

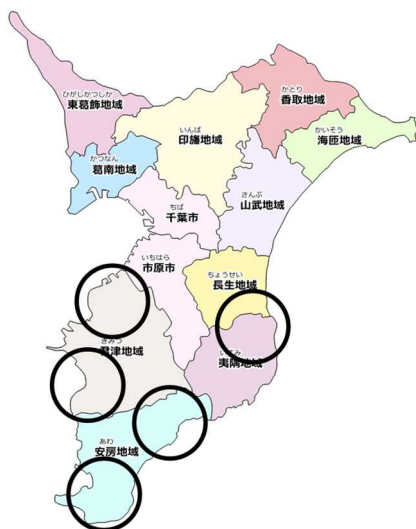
被害想定の精度の向上を図るため、既存のデータが少ない県南部5か所で精密なボーリング調査を行います。

○有識者検討会の開催

ボーリング調査への技術的助言と次期地震被害想定の方角性の検討のため、学識経験者等による検討会を開催します。



【調査のフロー】



【調査実施候補箇所】

[スケジュール (想定)]

令和5年度	ボーリング調査
令和6年度	地震による揺れや液状化等の影響を試算
令和7年度	建物や人的被害を試算
令和8年度	調査結果公表

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災対策課
043-223-2297

防災行政無線・消防救急無線の再整備【一部新規】

予算額 2,235,994千円

1 事業の目的

安定した通信の確保等を図るため、老朽化した県防災行政無線及び消防救急無線の再整備を行います。

2 事業の概要

(1) 防災行政無線再整備事業 2,187,994 千円

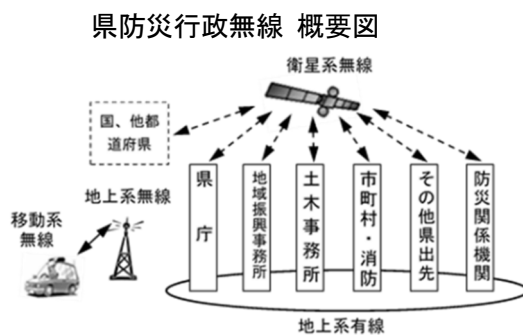
県防災行政無線は、災害時における被害情報等の収集及び伝達に加え、気象情報等の伝達手段として、県庁・県出先機関・市町村・消防本部・防災関係機関を衛星系無線や地上系有線等により一体的に結んでいます。

[整備内容]

- ・整備機関 県庁・県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関
- ・通信機能 防災電話、防災FAX、一斉伝達、映像伝送
- ・通信回線構成 衛星系無線、地上系有線、移動系無線、地上系無線

[整備スケジュール(想定)]

R4～R6(債務負担行為) 衛星系再整備、R7 移動系・地上系無線再整備



県防災行政無線 概要図

県防災行政無線設備



防災電話 パラボラアンテナ

(2) 消防救急無線再整備事業 48,000 千円【新規】

消防救急無線は、火災の発生等の情報を円滑に伝達するため、消防本部や指令センターと消防車等を無線により一体的に結んでいます。

[整備内容]

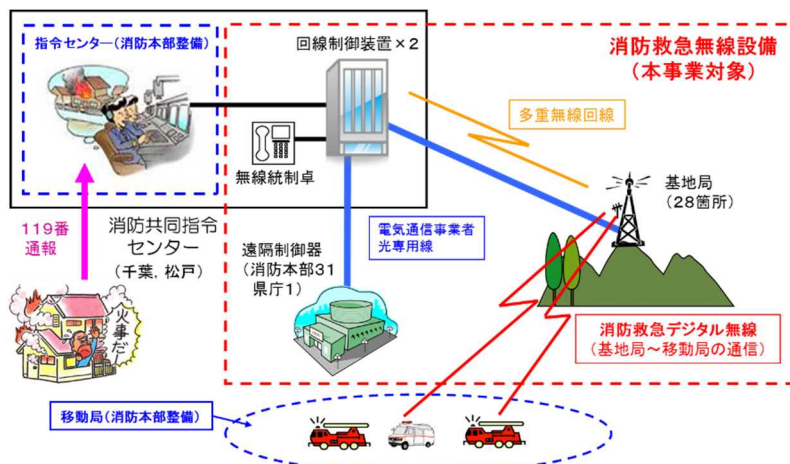
- ・整備機関 県、消防本部、消防共同指令センター
- ・主な設備 基地局設備、回線制御装置、無線統制卓、遠隔制御器

[整備スケジュール(想定)]

R5 基本設計、R6 実施設計、R7～R9 再整備工事

消防救急無線 概要図

消防救急無線設備



基地局



無線装置

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災対策課
043-223-2297

危機管理型水位計や河川監視カメラの増設

予算額 80,000千円 (R4 22,000千円)

1 事業目的・概要

近年、集中豪雨等による水害が多発していることを踏まえ、河川の状況をよりきめ細かに監視するとともに、県民に向けて、より詳しく河川の状況を伝え、住民の迅速な避難に繋げるため、河川監視カメラの増設を進めるほか、昨年度末に新たに指定・公表した洪水浸水想定区域図を踏まえ、危機管理型水位計の設置を拡大します。

2 事業内容

(1) 危機管理型水位計設置事業 44,000 千円

よりきめ細かな河川監視体制を構築するため、床上浸水が想定され、災害時の避難のため水位情報の周知が必要な箇所に危機管理型水位計を増設します。

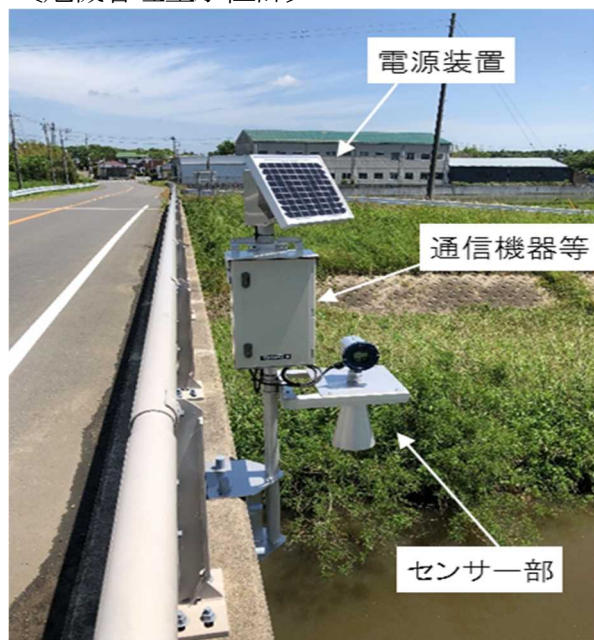
[設置場所] 床上浸水が想定され、災害時の避難のため水位情報の周知が必要な場所
[設置台数] 22 基

(2) 河川監視カメラ設置事業 36,000 千円

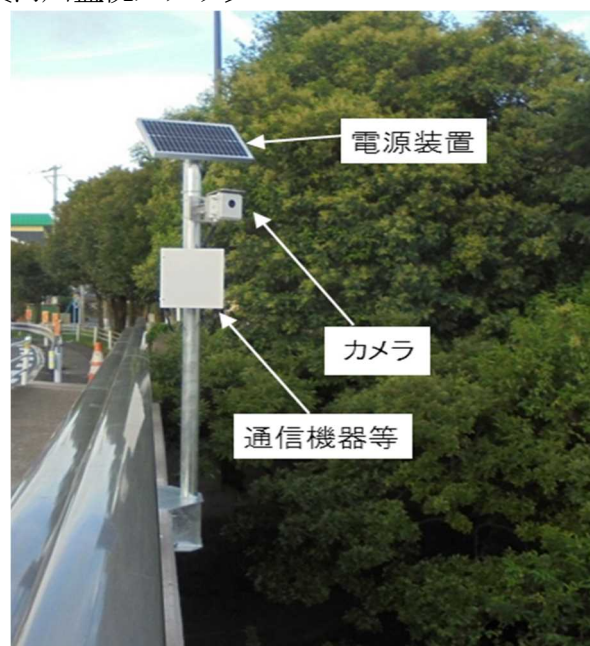
住民が河川の増水状況を視覚的に把握し、市町村が発令する避難指示等を受けての迅速な避難や住民自らの避難行動に結び付けるため、河川監視カメラを増設します。

[設置場所] 市町村が避難指示等の発表の判断に用いる水位観測局の近傍
[設置箇所] 12 基

[危機管理型水位計]



[河川監視カメラ]



担当課・問い合わせ先
県土整備部河川環境課
043-223-3154

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

予算額 5,498,200千円 (R4 5,233,000千円)

(債務負担行為 1,690,000千円)

(参考 2月補正 4,414,000千円 2月補正と当初あわせ 9,912,200千円)

1 事業目的・概要

一宮川流域では、過去 30 年間で 4 度の浸水被害が生じていることを踏まえ、令和元年 10 月 25 日と同規模の降雨に対して、令和 11 年度末までに家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と流域市町村が行う内水対策、土地利用施策が連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」を実施します。

2 主な事業内容

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 一宮川中流域 | |
| ・河道拡幅や護岸法立て | 3,304,500 千円 |
| ・一宮川第二調節池の増設 | 675,000 千円 |
| ② 一宮川下流域 | |
| ・河道掘削など | 68,000 千円 |
| ③ 一宮川上流域及び支川 | |
| ・一宮川第三調節池の新設など | 1,250,000 千円 |
| ④ 茂原市街地における局所的な改修 | 160,000 千円 |



(参考 令和 4 年度 2 月補正予算計上事業 (国補正予算に伴うもの))

一宮川流域浸水対策特別緊急事業 4,414,000 千円

一宮川中流域で実施している護岸法立工事等を進めます。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課 043-223-3165

河川・海岸・砂防事業

予算額 28,447,240千円 (R4 26,022,427千円)

(債務負担行為 8,434,000千円)

(参考 2月補正 9,841,800千円 2月補正と当初あわせ 38,289,040千円)

1 事業目的・概要

洪水、高潮、土砂災害等から県民の生命・財産を守るため、河川・海岸・砂防施設の整備を一層推進します。

2 主な事業内容

(1) 河川事業

- ・河道拡幅・護岸整備等 10,871,110千円 (R4 9,943,610千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風に対する治水機能を向上させるため、河道拡幅や護岸整備など河川整備を推進します。



- ・ダムの施設更新及び機能確保等 1,912,500千円 (R4 1,835,526千円)

県管理ダムの老朽化した施設・設備の更新や、ダムの治水機能に影響を及ぼす堆積土砂の浚渫等を推進します。



- ・河道内に堆積した土砂の撤去等 4,621,800千円 (R4 4,436,940千円)

河川機能を確保するため、河道内に繁茂した竹木の伐採、堆積土砂の撤去等や堤防・護岸の補修を推進します。



(2) 海岸保全事業

- ・高潮、海岸侵食対策等の海岸保全 2,086,400千円 (R4 1,776,575千円)

高潮、波浪等による被害から生命・財産を守り、海岸侵食から国土を保全するため、海岸保全施設の整備等を推進します。



(3) 砂防事業

- ・砂防関係施設の整備等 2,078,240千円 (R4 1,615,644千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風などから県民の生命・財産を守るため、砂防施設整備・地すべり対策・急傾斜地対策等を推進します。



(参考 令和4年度2月補正予算計上事業 (国補正予算に伴うもの))

河川・海岸・砂防事業 9,841,800千円

自然災害から県民の生命・財産を守るため、河川の河道拡幅や護岸整備などを一層進めるとともに、災害時の避難体制の強化を図ります。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課

043-223-3165

県土整備部河川環境課

043-223-3154

農地防災事業

予算額 3,370,500千円 (R4 2,768,870千円)

(債務負担行為 1,287,000千円)

(参考 2月補正 294,648千円 2月補正と当初あわせ 3,665,148千円)

1 事業の目的・概要

農地や農業用施設等の自然災害による被害を未然に防止するため、各種防災対策工事を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業 3,100,500 千円 (R4 2,498,870 千円)

ア 湛水防除事業 1,344,350 千円 (R4 1,160,508 千円)

流域の開発、地盤沈下の立地条件の変化等により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域を対象に、ポンプ場の整備や排水路の拡幅等を実施します。

負担割合：国 50～55%、県 35～45%、地元 0～15%



ポンプ場の整備



排水路の拡幅・かさ上げ

イ ため池等整備事業 145,600 千円 (R4 30,400 千円)

老朽化し、決壊等による災害の発生のおそれのある農業用ため池を改修します。
負担割合：国 50～55%、県 29%、地元 16～21%

ウ 地すべり対策事業 125,000 千円 (R4 151,462 千円)

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、排水路や暗渠等を整備します。

負担割合：国 50%、県 50%

(2) 単独事業 270,000 千円 (R4 270,000 千円)

地すべり対策事業 195,000 千円 (R4 215,000 千円)

国庫補助の対象とならない、総事業費 70,000 千円未満の地区における地すべり対策工事を実施します。

担当課・問い合わせ先

農林水産部耕地課

043-223-2865

盛土規制法に基づく新たな規制区域の指定【新規】

予算額 126,000千円

1 事業目的・概要

(1) 背景

令和3年7月に、静岡県熱海市において、大雨に伴う盛土崩落により土石流が発生し、甚大な人的・物的被害が発生しました。

現在の対策では、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等、各法律の目的の限界から規制が十分でないエリアが存在するなど、制度上の課題が明らかになりました。

そのため、国では、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、通称「盛土規制法」として、令和4年5月に公布しました。



(2) 新たな規制区域の指定

盛土規制法に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を、新たに規制区域として指定する必要があります。

①宅地造成等工事規制区域

市街地や集落等

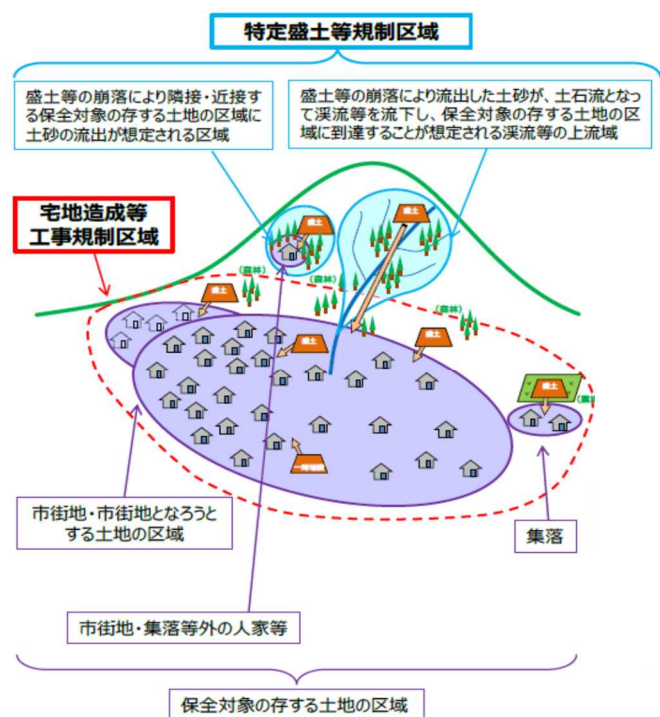
(例：既存の都市計画区域とその隣接区域等)

②特定盛土等規制区域

市街地や集落等の保全対象に被害を及ぼすおそれのある区域等
(例：宅地造成等工事規制区域の上流域の山林等)

[スケジュール]

- R5 基礎調査（区域案の策定）
- R6 市町村調整、区域案の決定、関連条例・規則等の整備
- R7 新制度運用開始



2 令和5年度の事業内容

- ・基礎調査業務 126,000千円

国土地理院の地形図や航空写真等を使用し、盛土による土砂災害等で被害を及ぼしうる区域の抽出を行います。

担当課・問い合わせ先
県土整備部都市整備局都市計画課
043-223-3177

県庁舎等再整備事業【新規】

予算額 16,500千円
 (債務負担行為 39,000千円)

1 事業の目的・概要

県庁舎敷地内にある各庁舎や議会棟（以下「県庁舎等」）について、今後10年から20年の間に建替えや大規模改修の時期を迎えることから、県庁舎等の今後の整備方針を検討するための調査を令和5年度から6年度にかけて行います。

2 事業内容

(1) 県庁舎等の老朽化状況調査（令和5年度）

県庁舎等の躯体、外壁、各種設備の老朽化の状況や、防災性能、環境性能などの現在保有する性能等を調査します。

(2) 整備方針に関する比較検討（令和5～6年度）

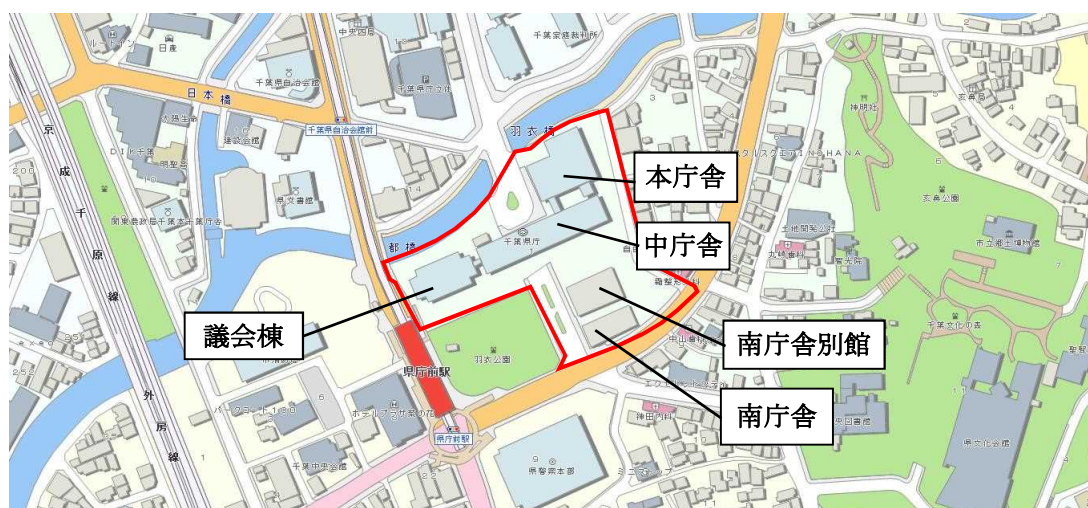
建物の配置場所や各庁舎の建替え、改修のパターンを洗い出し、それぞれについて費用対効果や機能、利便性などの観点から評価を行い、県庁舎等の整備方針を検討します。

[参考] 県庁舎敷地内の建物

(令和5年1月1日現在)

庁舎名	建築後年数	構造・規模	延床面積（㎡）
中庁舎	60年	SRC造 地上10階地下1階	23,532.01
議会棟	48年	SRC造 地上9階地下1階	10,279.81
南庁舎別館	57年	SRC造 地上6階地下1階	7,871.42
南庁舎	41年	SRC造 地上10階地下1階	8,525.88
本庁舎	26年	S造 地上20階地下2階	33,476.49

県庁舎等の現在の配置



担当課・問い合わせ先
 総務部資産経営課

043-223-2077

合同庁舎再整備事業（山武・夷隅・安房・海匠）

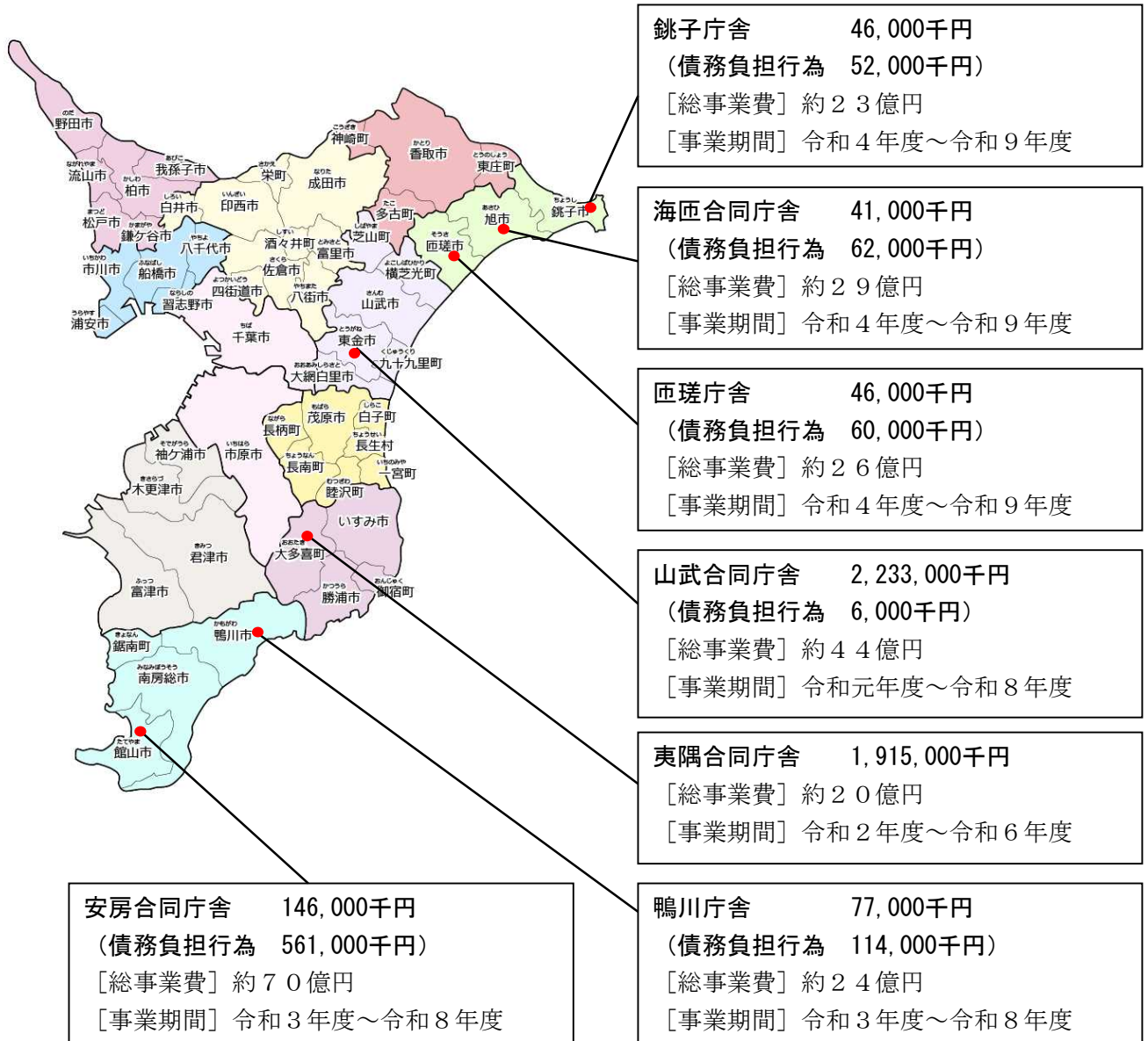
予算額 4,504,000千円 (R4 1,090,400千円)

(債務負担行為 855,000千円)

1 事業の目的・概要

地域の防災活動拠点としての機能強化を図るため、現在の出先機関の配置状況や地域特性を踏まえつつ、老朽化が著しい庁舎を集約化して再整備します。

2 事業内容



担当課・問い合わせ先
総務部資産経営課
043-223-2077

家畜保健衛生所機能向上事業

予算額 466,297千円 (R4 163,370千円)

(債務負担行為 428,000千円)

1 事業の目的・概要

「県有建物長寿命化計画」に基づき、県内の畜産農家の大半が集中している県北東部の防疫体制の強化を図るため、東部家畜保健衛生所（東金市）、北部家畜保健衛生所（香取市）と中央家畜保健衛生所の病性鑑定施設（佐倉市）を統合し、基幹家畜保健衛生所（匝瑳市）を新設します。

2 主な事業内容

(1) 委託料 7,409 千円

建設工事の工事監理を委託します。

(2) 工事請負費 458,888 千円

本館棟等の建設工事を行います。

【移転・統合理由】

課題	対応方針
①畜産農家の地域偏在化と大規模化 ②急性悪性家畜伝染病の発生の恐れ ・ 現地対策本部としての機能充実 ・ 診断機能の迅速化 ・ 迅速な初動対応	⇒畜産密集地域に対する迅速な防疫体制確立のため、家畜保健衛生所を集約化し機能強化 ○家畜保健衛生所の敷地を拡大し、防疫資材の備蓄倉庫や関係車両の駐車場を確保 ○高度の病性鑑定機能を有する施設整備 ○家畜保健衛生所を統合整備し、職員も集約配置
③現在の家畜保健衛生所の環境変化（宅地化進行、施設の老朽化）	⇒畜産農家密集地の周辺部への移転

【工事計画】

R 1	R 2	R 3	R 4～5	R 6
文化財の確認	基本設計 等	実施設計 等	既存施設解体工事 建設工事 家屋調査	建設工事 家屋調査 供用開始

担当課・問い合わせ先
 農林水産部畜産課
 043-223-2929

「電話 d e 詐欺」被害防止広報・啓発事業【一部新規】

予算額 127,849千円 (R4 127,283千円)

1 事業目的・概要

依然として後を絶たない電話 d e 詐欺の防止対策として、「電話 d e 詐欺・悪質商法被害防止コールセンター」の運営をはじめとした広報・啓発や、市町村が行う対策機器の貸与・購入補助への助成を実施します。

また、新たに令和 5 年度は高齢者安全対策アドバイザーを配置し、個別訪問による防犯指導を行います。

2 事業内容

(1) 電話 d e 詐欺等被害抑止対策事業 87,598 千円

電話オペレーターが個別に防犯指導等を行います。

(2) 電話 d e 詐欺被害防止 CM 放送 9,770 千円

テレビ CM、ラジオ CM やバス車内放送を活用した広報啓発を行います。

(3) 市町村電話 d e 詐欺対策機器補助事業 6,000 千円

電話 d e 詐欺対策機器の普及を促進するため、市町村が行う機器の購入補助・貸与事業に対して助成します。

(4) ハガキによる家族からの呼掛け啓発 4,200 千円

学校を通じて県内小学生にハガキを配付し、祖父母などの家族に向けて「電話 d e 詐欺」被害防止のメッセージを送ることにより、注意喚起を行います。

(5) SNS (LINE 等) を活用した広報啓発 4,400 千円

県公式の SNS を通じて LINE スタンプや啓発メッセージ等を配信し、子・孫世代から祖父母世代への「電話 d e 詐欺」の注意喚起に活用してもらうことで、詐欺被害防止に努めます。

(6) 啓発グッズの作成等 3,070 千円

「STOP! 電話 d e 詐欺」被害防止のフレーズや留守番電話設定等の対策を掲載した啓発グッズを作成し防犯イベント等で配布することで、広く周知啓発を図ります。

(7) 高齢者安全対策アドバイザーの配置【新規】 7,531 千円

高齢者宅に個別訪問し防犯指導等を行います。

(8) YouTube 広告による広報啓発【新規】 5,280 千円

少年加担を抑止するため、YouTube 広告による広報啓発を行います。

担当課・問い合わせ先

(1)、(7) 警察本部生活安全総務課 (043-201-0110 内線 3011)

(2) ~ (6) 環境生活部くらし安全推進課 (043-223-2294)

(8) 警察本部少年課 (043-201-0110 内線 3061)

地域防犯力・コミュニケーション向上事業【一部新規】

予算額 86,000千円 (R4 67,300千円)

1 事業目的・概要

地域に自主的な防犯活動が定着するよう、その拠点となる防犯ボックスの設置について助成するほか、地域の中心となって活動する防犯アドバイザーを配置するための経費について、新たに助成します。

2 事業内容

(1) 市町村が設置する防犯ボックスへの補助 50,000千円

防犯ボックスを拠点とした市町村・警察・住民が連携した防犯体制の確立を目指し、防犯ボックスの県内における普及を促進するため、市町村が設置する防犯ボックスの初期費用や運営費について助成します。防犯ボックスには、警察官 0B 等の勤務員が一定の時間帯に常駐し、見守り活動、街頭監視、自主防犯団体等との合同パトロール、自主防犯団体への助言・指導等を行います。

[補助対象] 市町村

[補助対象経費・補助率]

- ・設置費（類似施設の移転・改修及び備品購入費を含む）
補助率 10/10 上限 4,000 千円
- ・運用に係る人件費（防犯ボックス勤務員 3 名分） < 運営開始後 5 年間 >
補助率 2/3 上限 6,000 千円/年

(2) 市町村防犯アドバイザーへの補助【新規】 36,000千円

地域住民や団体等が実施する防犯活動の発展や継続につなげるため、効果的・具体的な助言等を行う防犯アドバイザーの配置費用について助成します。

[補助対象] 市町村

[補助対象経費・補助率]

- ・防犯アドバイザー人件費 < 配置後 5 年間 >
補助率 1/2 上限 3,000 千円/年

[補助要件]

- ・防犯アドバイザーは実際の防犯活動に参加すること
- ・事業計画書を作成し活動回数等の目標を設定すること
(配置済みの団体については、回数増など拡充することが必要)
- ・防犯アドバイザーのアドバイスを市町村全体の防犯施策に反映させること

担当課・問い合わせ先
環境生活部くらし安全推進課
043-223-2294

通信指令システムの更新【新規】

予算額 6,400千円

(債務負担行為 2,687,000千円)

1 事業目的・概要

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、通報内容を警察署等に伝え、警察官を現場に急行させる通信指令システムを更新します。

2 事業内容

110番受理のほか、警察署や現場勤務員とのネットワークを構築し、迅速かつ組織的な情報共有等を可能とする初動警察活動の強化を担う通信指令システムを更新します。

〔主な機能〕

- ・110番受理情報の管理、統計
- ・110番の通報元や事件、事故現場の地図を表示、パトカー等の位置表示
- ・聴覚障害者等からの110番受理を可能とするためのメールシステム

令和5年度末に現行の通信指令システムの契約期間が終了するため、令和6年度当初から運用できるよう債務負担行為を設定します。



担当課・問い合わせ先
警察本部通信指令課
043-201-0110 (内線3611)

飲酒運転根絶対策事業【一部新規】

予算額 22,436千円 (R4 21,000千円)

1 事業目的・概要

飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転の危険性を改めて周知するため、あらゆる機会を活用した広報啓発等を実施するとともに、飲酒運転根絶条例の改正により、違反した飲食店に対し新たに罰則が設けられたことなどについて、周知を強化します。

2 事業内容

(1) 飲酒運転根絶条例に関する周知・啓発の強化【新規】 6,794千円

飲酒運転根絶条例の改正の内容等をラジオCM、チラシ、ポスター等で周知します。

(2) 酒類販売店や駐車場利用者等を対象とした啓発事業 2,700千円

コンビニエンスストア・スーパー等の酒類の販売コーナーやコインパーキングの精算機などに、飲酒運転防止に係るステッカーを掲出します。

(3) インターネットを活用した広報啓発活動 4,000千円

特定のキーワード（「居酒屋」等）を検索した際に表示される検索連動型広告を活用し、これから飲酒しようとする県民等を対象として、飲酒運転の防止を働きかけます。

(4) 飲酒運転根絶に関するメッセージコンクールの開催 5,310千円

各飲酒運転根絶協議会と連携して、メッセージコンクールを開催するとともに、最優秀作品をラジオCM等に採用し、飲酒運転根絶に向けたメッセージを広く発信します。

(5) 飲酒運転根絶協議会の取組の強化 2,196千円

警察署・市町村・地域企業などで構成する飲酒運転根絶協議会の活動に対し、啓発物資の提供などの支援を行います。

(6) 飲酒運転受刑者の手記を活用した啓発事業 1,436千円

飲酒運転受刑者の手記を題材とし令和4年度に作成した冊子を増刷し、SNSでの広報啓発や、運転免許センター・警察署での講習等で活用します。

担当課・問い合わせ先

(1)～(5) 環境生活部くらし安全推進課

043-223-2258

(6) 警察本部交通総務課

043-201-0110 (内線5011)



交通安全施設整備事業

予算額 10,468,507千円 (R4 10,122,680千円)

(債務負担行為 1,092,000千円)

(参考 2月補正 294,894千円 2月補正と当初あわせ 10,763,401千円)

1 事業目的・概要

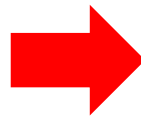
交通事故を防止するため、歩道等の整備、交差点改良、信号機・道路標識の設置、横断歩道の補修等を実施します。また、令和5年度は通学路の緊急点検の結果等を踏まえ、歩道整備や交差点改良などの対策についても、重点的に取り組んでまいります。

2 事業内容

(1) 歩道整備、交差点改良等

6,916,440千円 (R4 6,603,240千円)

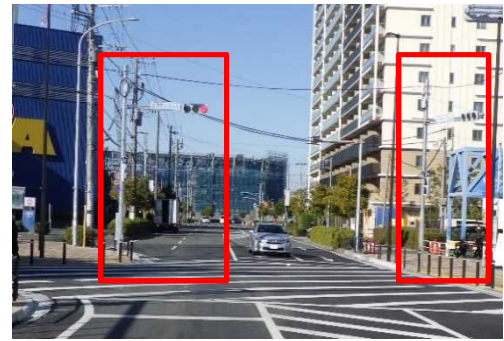
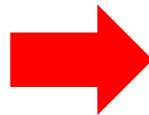
○歩道整備



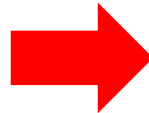
(2) 信号機新設・改良、標識・標示整備等

3,552,067千円 (R4 3,519,440千円)

○信号機新設



○標示整備



(参考 令和4年度2月補正予算計上事業 (国補正予算に伴うもの))

交通安全施設整備事業 294,894千円

通学路の緊急点検の結果等を踏まえ、歩道整備や信号機の改良等の安全対策を行います。

担当課・問い合わせ先

(1) 県土整備部道路整備課、道路環境課
043-223-3171、3140

(2) 警察本部交通規制課

043-201-0110 (内線5161)

ゼブラ・ストップ活動啓発事業

予算額 21,000千円 (R4 4,395千円)

1 事業目的・概要

横断歩道における歩行者の安全を確保するため、横断歩道では車に対して歩行者が優先することを周知する「ゼブラ・ストップ」の活動について、車両運転者等の意識改革に向けて、取締りを徹底するとともに、警察と連携して啓発の強化に取り組みます。

2 事業内容

(1) 強化月間の実施

新たに、8月、11月、1月をゼブラ・ストップ活動の啓発強化月間に設定し、各種広報ツールを活用した重点的な広報啓発を効果的に実施します。

ア. 横断幕の掲示 4,925千円

現に運転中の運転者を主な対象として、幹線道路の歩道橋や駅頭などの交通量の多い場所を選定してゼブラ・ストップ活動を啓発する横断幕を掲示します。

イ. 主要駅における啓発用動画の発信 2,745千円

県内でも多くの利用客が見込まれる主要駅において、歩行者を主な対象者として、啓発強化月間内で反復・継続して発信を行います。

ウ. ラジオCMの実施 3,102千円

現に運転中の運転者を主な対象として、啓発強化月間内でラジオCMによる啓発を反復・継続して行います。

(2) 年間を通じた普及啓発

横断歩道では車両は一時停止する習慣を千葉県内に根付かせるため、年間を通じた啓発を継続的に進めます。

ア. 免許更新時の啓発 5,600千円

免許更新に訪れた更新講習者を対象に、ゼブラ・ストップ活動に係る資料を配付した上で講習を実施することにより、講習者への周知徹底を図ります。

イ. 保育所・幼稚園に対する横断旗の配付 2,082千円

横断旗を各保育園・幼稚園に配付して活用してもらい、「引率者が旗を上げ、車が止まる」情景を運転者・歩行者に印象付けることで、啓発に繋がります。

ウ. 啓発資材の作成 2,546千円

チラシやポスターを作成して、各種キャンペーン等を通じて、広く県民に対する広報・啓発を図るほか、車両用マグネットステッカーを作成し、事業用車両等に取り付けてもらうことにより、周辺走行車両の運転者に対する広報・啓発を図ります。

担当課・問い合わせ先 環境生活部くらし安全推進課 043-223-2258

消費生活相談体制の充実・強化【一部新規】

予算額 80,275千円 (R4 75,818千円)

1 事業目的・概要

県消費者センターにおける消費生活相談体制の充実・強化のため、電話による相談に加え、新たに電子メールによる相談を開始するとともに、消費生活相談に係る人材育成のための講座等を拡充します。

また、民法の改正による成年年齢の引き下げを踏まえ、20歳未満の若者を対象にした消費者トラブルの具体例や注意点等について、分かりやすく伝えるための教育映像教材を新たに制作します。

2 主な事業内容

(1) 消費者教育コーディネーターの配置 7,655 千円

学校、消費者団体、事業者団体、大学等の関係機関との連携を図り、効果的な消費者教育を行えるよう、県消費者センターに消費者教育コーディネーターを配置します。

(2) 市町村相談体制強化等支援事業 40,423 千円

市町村が消費生活相談体制の充実・強化のために取り組む、相談員のレベルアップや広報啓発等の事業に対し助成します。

(3) 成年年齢の引き下げに伴う若者向け映像教材等の制作【新規】 11,100 千円

成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若者の消費者被害の増加が懸念されるため、若者によくあるトラブル事例をもとに具体的な手口や注意点等についてアドバイスを交えた教育映像教材を新たに制作します。

(4) 消費生活に関する講座等の実施 19,677 千円

消費生活相談の窓口業務を担う消費生活相談員等に対し、関係法令や相談に必要な知識等を習得するための研修等を実施します。

(参考：令和4年度2月補正) 靈感商法等の悪質商法対策事業【新規】 (3,000 千円)

靈感商法を含めた悪質商法による被害の未然防止のため、消費者に注意を呼びかける広報啓発や消費生活相談員に対する研修を実施します。

担当課・問い合わせ先 環境生活部くらし安全推進課 043-223-2292

性犯罪・性暴力被害者支援事業

予算額 29,733千円 (R4 27,635千円)

1 事業目的・概要

性犯罪・性暴力被害者の方が安心して相談できるきめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携による総合的な支援体制を整備します。

2 主な事業内容

(1) ワンストップ支援センターによる支援 28,513 千円

被害者支援団体が行う、性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援に係る経費を助成します。

[ワンストップ支援センターが行う主な支援内容]

- ・電話、面接相談（電話、センター来訪による相談対応）

※令和5年度から、緊急の電話相談を夜間・休日まで拡大し、24時間365日対応します。

- ・付き添い支援（医療機関、警察、裁判所などに赴く際の付き添い対応）
- ・カウンセリング（精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを実施）
- ・法律相談（民事、刑事手続に係る相談対応）
- ・医療費助成（初診料、再診料、診断書料、緊急避妊措置費用などを助成）

(2) 広報啓発物資の作成 891 千円

ワンストップ支援センターの具体的な支援内容について、広報・啓発を行うためのポスターやチラシ等を作成します。

(3) 性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座 195 千円

性暴力や性被害の予防や対処のため、県内の高校生を対象とした出前講座を開催します。

担当課・問い合わせ先
環境生活部くらし安全推進課
043-223-2294